



島根県報

令和2年7月31日（金）

号外第98号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示**島根県告示第502号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	安来伯太日南線	安来市吉岡町字新田88番8地先から同町字向川原444番4地先まで	前	メートル 10.03～ 29.82	メートル 685.80	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	交通安全工事 拡幅
			後	15.77～ 36.10	685.80		

島根県告示第503号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	江津市松川町太田6番1地先から同724番1地先まで	メートル 307.30	令和2年 8月1日	浜田県土整備 事務所	
〃	187号	鹿足郡吉賀町柿木村白谷1704番19地先から同1707番地先まで	123.79	令和2年 7月31日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	
〃	〃	鹿足郡吉賀町柿木村白谷1703番1地先から同1番1地先まで	29.44	令和2年 7月31日		